

富士川町行政組織規則の一部を改正する規則

富士川行政組織規則(平成22年富士川町規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第7号中「コロナワクチン接種担当 包括支援センター」を「包括支援センター 新型コロナウイルス感染症対策担当」に改める。

第4条の表福祉保健課の部コロナワクチン接種担当の項を削り、同部の次に次の1部を加える。

新型コロナウイルス感染症対策室

新型コロナウイルス感染症対策担当

- (1) 新型コロナワクチンの接種に関すること。
- (2) その他、新型コロナウイルス感染症対策に関すること。

附 則

この規則は、令和4年2月1日から施行する。

富士川町行政組織規則 新旧対照表

新	旧
<p>(課の内部組織)</p> <p>第3条 課の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 福祉保健課 福祉担当 介護保険担当 障害福祉担当 健康増進担当 <u>包括支援センター</u> <u>新型コロナウイルス感染症対策担当</u></p> <p>(所掌事務)</p> <p>第4条 前条に規定する内部組織の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>政策秘書課～鯉沢サービスセンター 略</p> <p>福祉保健課</p> <p>福祉担当～健康増進担当 略</p> <hr/> <p>包括支援センター</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症対策室</u></p> <p><u>新型コロナウイルス感染症対策担当</u></p> <p>(1) <u>新型コロナウイルスワクチンの接種に関すること。</u></p>	<p>(課の内部組織)</p> <p>第3条 課の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 福祉保健課 福祉担当 介護保険担当 障害福祉担当 健康増進担当 <u>コロナワクチン接種担当</u> <u>包括支援センター</u></p> <p>(所掌事務)</p> <p>第4条 前条に規定する内部組織の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>政策秘書課～鯉沢サービスセンター 略</p> <p>福祉保健課</p> <p>福祉担当～健康増進担当 略</p> <p><u>コロナワクチン接種担当</u></p> <p>(1) <u>新型コロナウイルスワクチンの接種に関すること。</u></p> <p>包括支援センター</p> <hr/>

(2) その他、新型コロナウイルス感染症対策
に関すること。

子育て支援課～上下水道課 略

子育て支援課～上下水道課 略